

第 1 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 3 年 1 月 1 8 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3 議案

(1) 議案第 1 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第 2 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(4) 議案第 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件

(5) 議案第 5 号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

(6) 議案第 6 号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

(7) 議案第 7 号

荒廃地に係る非農地判断に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 9名

1番	佐川	修一	2番	根本	常和	3番	近内	貞夫
4番	金沢	和則	5番	芳賀	正幸	6番	緑川	一男
7番	緑川	喜友	8番	仲田	昌勝	9番	遠藤	武重

農地利用最適化推進委員 コロナ対策のため招集なし。

欠席委員 なし

事務局	事務局長	武藤	伝
	農地管理係長	三瓶	桂治
	書記	矢内	康裕

・議 長 本日の出席は9名です。定足数に達しておりますので、只今より第1回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、5番 芳賀 正幸委員 6番 緑川 一男委員を指名いたします。

事務局長 議事に入ります前に議案書の差替えがありますので差替えをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件 について番号3について申請者より添付書類が期限内に提出できないことを理由に取下願出書が提出されましたので削除いたします。

また、議案第7号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について上程していた筆に誤りがありましたので訂正するものです。以上です。

(1) 議案第1号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議 長 それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

ただいま説明しました農地法第3条第1項番号1につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました芳賀正幸委員に報告を求めます。

・芳賀正幸委員 農地法第3条1項1番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇の件を調査した結果を報告します。

1月10日午後12時より、譲受人〇〇〇〇、最適化推進委員福田正三さん、渡邊義雄さん、私の4人で現場確認をしました。譲渡人〇〇〇〇は病弱なため、譲受〇〇〇〇に一切をお任せするとのことです。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇より北に300m行き西に

400m登って道路左側の所です。地番は〇〇〇〇〇〇〇〇〇259㎡田んぼです。

この田んぼは現在原野で草刈りをしています。譲渡人、譲受人の父同士ですすでに他界していますが、昭和50年の国土調査以前に交換の約束をしていたが、農地法の許可手続きが未済だったのでその履行をすることにしました。

周りが田んぼですので特別支障があるとは思えません。以上調査した結果この案件は問題ありませんので皆様方のご審議の程よろしくお願ひします。

・議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第1号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第2号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

・議長 続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

農地法第4条第1項番号1についてですが事業計画者は駐車場設置を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種農地です。

農地法第4条第1項番号1についてですが事業計画者は住宅通路敷地とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

・議長 農地法第4条第1項の規定による許可申請番号1を調査した仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 農地法第4条第1項番号1番を調査した結果を報告します。

令和3年1月8日午前9時から現地で申請人の〇〇〇〇、農業委員会事務局三瓶係長、矢内主事、農地利用最適化推進委員齋藤英幸さん、南條博さんと私の6人で現地調査をしました。

入路を付け替えたいとのこと。

申請地は、昭和60年に車出入ができる道路敷地に転用し利用を始めました。周りは宅地、畑で排水は雨水のみで西側県道側溝に流します。なお、顛末書も添付されております。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議の程よろしく申し上げます。

- ・議 長 只今説明のあった農地法第4条第1項番号2について何かご意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第2号 農地法第4条第1項番号2について承認するものと決定いたします。
-

(3) 議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議 長 続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は住宅造成を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種農地です。

農地法第5条第1項番号2についてですが事業計画者は住宅建築を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第1種農地です。

- ・議 長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査した金沢和則委員に報告を求めます。

- ・金沢和則委員 農地法第5条第1項番号1についての調査報告をします。

調査日が令和3年1月6日午後3時より、調査担当として農業委員からは私と遠藤委員、それから推進委員の小池さん、味原さん。事務局の方から武藤局長、三瓶係長。申請者としては〇〇〇〇、以上で立会をしました。

現地は、〇〇〇〇〇〇〇〇南へ1.8kmほどの〇〇〇〇〇〇〇〇にあります。転用目的は、〇〇〇〇〇〇〇〇であり、すでに建築済みとなっております。別紙のとおり顛末書が添付されております。本来、事業開始時に農

地法5条許可を得て開始すべきところ、担当者の勘違いにより、転用申請不要と思い込み、その後、建築確認等の際にも問題に気付かず進めてしまったものであり、違法転用状態であったものです。しかし、今回、転用必要と気づき申請となっております。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇から半径300m以内の場所ということで第3種農地であり、また、〇〇〇〇〇〇〇〇、農地への現況復帰を求めたうえでの許可申請をすることには支障があることから、顛末書の提出をもって可とするものです。なお、周辺状況は転用することによって支障を及ぼすことはありません。

以上、本案件はやむを得ないものとして、許可相当と考えておりますのでご審議をお願いします。

・議長 長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 長 異議のないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項番号1については承認するものと決定いたします。

・議長 長 続きまして、農地法第5条第1項の規定による許可申請番号2を調査した仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 農地法5条第1項番号2番の農地転用の件の調査した結果を報告いたします。

令和3年1月8日午前10時から、申請地で被設定人・設定人の代理人〇〇〇〇と農業委員会事務局三瓶係長、矢内主事、斎藤英幸推進委員、南條博推進委員と私を含めた6人で現地調査いたしました。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇に200m左側の県道東側の土地です。〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目田、面積343㎡の土地です。

申請地は一般住宅建設のための使用貸借に伴う申請です。被設定人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇と同住所氏名〇〇〇〇、機械設計業です。設定人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

申請理由としては、現在夫婦と子供1人の3人家族で町内の集合住宅で生活しております。昨年第1子が誕生したことにより手狭となり実家の近くで両親との関りを多く取りたいと考え今回の申請となりました。敷地内には敷砂利を施し、工事の際にできる法面には法面保護工により土砂の流

出を防ぎます。汚水については、合併浄化槽を設置し処理後既存水路に排出します。また集団農地の蚕食、分断、日照被害等の支障はありません。

以上、調査した結果この案件は問題ないと思われしますので、皆様方の審議よろしくお願いいたします。

- ・議 長 只今説明のあった農地法第5条第1項番号2について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議ないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

(4) 議案第4号

農地法第5条1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件

- ・議 長 次に議案第4号 農地法第5条1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 只今説明のありました農地法第5条1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第4号 農地法第5条1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。

(5) 議案第5号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

- ・議 長 次に議案第5号 石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

・議 長 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1を調査されました緑川一男委員に報告を求めます。

・緑川一男委員 石川町農業振興地域整備計画変更申請番号1の調査結果を報告します。
調査日は令和3年1月6日午後3時30分より当該地にて、武藤事務局長、三瓶係長、申請人の〇〇〇〇、最適化推進委員の添田勉さんと私の5名で実施しました。

場所は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇へ1.1kmくらい行き北側へ150mくらい行った〇〇〇〇〇〇〇〇外1筆、畑で937㎡です。

申請理由は母親が健在の時は野菜を栽培していましたが高齢のため栽培することが困難となり、無断転用と知りつつ平成27年に植林をして現在に至っております。

植林の際、周辺地権者の同意も得ていますし、植林したヒノキが成長しても日照権等で問題が発生するとは思われません。申し訳ないということで顛末書も添付されていますので問題ない案件と思いますが、皆様の審議よろしく願いいたします。

・議 長 只今説明のあった石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第5号 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1については承認するものと決定いたします。

続いて石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号2を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 石川町農業振興地域整備計画変更申請番号2番を調査した結果を報告いたします。

令和3年1月8日午前9時30分から申請地で現地調査を行いました。立会は申請人の〇〇〇〇、農業委員会事務局三瓶係長、矢内主事、最適化推進委員の斎藤英幸さん、南條博さんに立会をいただき私を含めた6人で現地調査を実施いたしました。

当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇のある交差点から〇〇〇〇〇〇〇〇に約100mの東に50mの町道南側

地区域から除外していただきたく、今回の申請となりました。

取水はなく排水は雨水のみで一部は地下浸透、西側の町道側溝へ流水します。周辺農地への日照等、支障を及ぼす恐れはないと考えます。なお、顛末書も添付されております。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

- ・議 長 只今説明のあった石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号3について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第5号 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号3については承認するものと決定いたします。

(6) 議案第6号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

- ・議 長 次に議案第6号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 只今説明のあった農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第6号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。
-

(7) 議案第7号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

- ・ 議長 次に議案第7号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・ 事務局長 (議案朗読)
- ・ 議長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ・ 議長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。
(「異議なし」の声あり)
- ・ 議長 異議のないものと認め、議案第7号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号115を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時22分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和3年1月18日

石川町農業委員会

石川町農業委員会長 _____

議事録署名人 _____ 5番

_____ 6番